

第百二十三回国
参議院商工委員会會議録第一号

平成四年二月二十七日(木曜日)
午後零時十分開会

委員氏名

委員長 岩本 政光君
理事 中曾根弘文君
理事 松尾 官平君
理事 福岡 知之君
理事 井上 計君
理事 秋山 肇君
理事 合馬 敬君
理事 倉田 寛之君
理事 斎藤 文夫君
理事 前田 勲男君
理事 山口 光一君
理事 穂山 篤君
理事 梶原 敬義君
理事 角田 義一君
理事 吉田 達男君
理事 広中和歌子君
理事 三木 忠雄君
理事 市川 正一君
理事 古川太三郎君

出席者は左のとおり。
委員長 岩本 政光君
理事 中曾根弘文君
理事 松尾 官平君
理事 福岡 知之君
理事 井上 計君
理事 秋山 肇君
理事 合馬 敬君
理事 倉田 寛之君

委員

秋山 肇君
合馬 敬君
倉田 寛之君

国務大臣
通商産業大臣 渡部 恒三君
国務大臣 (経済企画庁長官) 野田 毅君
公正取引委員会委員長 梅澤 節男君
公正取引委員会事務局官房審議官 植松 勲君
公正取引委員会事務局経済部長 糸田 省吾君
公正取引委員会事務局取引部長 矢部丈太郎君
公正取引委員会事務局審査部長 地頭所五男君
公正取引委員会事務局企画課長 三田 義之君
公正取引委員会事務局企画課審議官 吉富 勝君
公正取引委員会事務局企画課審議官 内藤 正久君
公正取引委員会事務局企画課審議官 渡辺 修君
公正取引委員会事務局企画課審議官 麻生 渡君
公正取引委員会事務局企画課審議官 高島 章君
公正取引委員会事務局企画課審議官 山本 幸助君

通商産業省立地 鈴木 英夫君
通商産業省基礎 坂本 吉弘君
通商産業省機械 熊野 英昭君
通商産業省生活 堤 富男君
通商産業省生活 石原 舜三君
工業技術院長 山本 貞一君
資源エネルギー 深沢 亘君
庁長官 南学 政明君
特許庁長官 小野 博行君
中小企業庁長官
常任委員会専門員

本日開会に付した案件
○国政調査に関する件
○産業貿易及び経済計画等に関する調査 (通商産業行政の基本施策に関する件) (経済計画等の基本施策に関する件) (平成三年における公正取引委員会の業務の概略に関する件)

○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨年十二月二十日、西野康雄君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君が選任されました。

○委員長(岩本政光君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。
本委員会は、今期国会におきましても、産業貿易及び経済計画等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩本政光君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。
まず、通商産業行政の基本施策に関し、通商産業大臣から所信を聴取いたします。渡部通商産業大臣。

○国務大臣(渡部恒三君) 第百二十三回国会における商工委員会の御審議に先立ち、通商産業行政に対する私の所信を申し上げます。
世界情勢は戦後長期間にわたって継続してきた国際的秩序に構造的な変化が生じており、我が国は、今こそその持てる力を發揮し、世界経済の秩序ある発展に主体的な役割を果たさなければなりません。

国内に目を転じますと、最近の我が国経済は減速が続いている一方、經常収支及び貿易収支の黒字幅が再び拡大しており、対外均衡の是正に配慮しながら内需を中心とした景気の持続的拡大を図ることが求められております。

以上の状況を踏まえ、私は、以下の諸点を中心に、通商産業政策の推進に向け全力を尽くしてまいりたいと存じます。

第一の課題は、新しい国際秩序の形成に向けた国際社会への貢献であります。
ウルグアイ・ラウンドについては、昨年末、五年間に及ぶ交渉の成果である最終文書案が発表されましたが、今後これを基礎として、同ラウンドの成功裏終結に向け交渉に全力を挙げてまいります。

また、我が国経済力の積極的な活用により世界経済の持続的発展を図る観点から、産業分野における幅広い国際交流の促進策を展開いたします。

この一環として、外国製品の市場参入及び対日直接投資を積極的に支援するため、輸入の促進及び

対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案を今国会に提出させていただきます。

二 国間関係につきましては、米、E C及びアジアの諸国と世界的な課題に協調して取り組むとともに、発展途上国に対する総合的経済協力を引き続いて進めてまいります。アジア・太平洋経済協力についても一層の推進を図ってまいります。

第二に、当面の経済運営であります。現在減速しつつある景気動向を著実な経済発展の軌道に乗せるため、経済の実情をきめ細かく注視しつつ、適切かつ機動的な経済運営に遺漏なきを期してまいります。

また、適切な設備投資の促進のためには、企業の資金調達の円滑化が大きな課題であり、国内普通社債市場の活性化に加え、リース業、クレジット業において行われておる新たな資金調達方法についても所要の法令の整備を行う予定であります。

第三の課題は、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現であり、人間的価値を核とした経済社会の実現に向けて最大限の政策努力を行います。

国民生活にとってさまざまな弊害を生じておる東京一極集中問題については、関係各省庁と共同して、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案を提出するなど産業業務施設の全国的視野に立った適正配置を推進することとしております。

さらに、心の豊かさの源泉である伝統を現代社会に継承するため、伝統的工芸産業の振興に関する法律の改正案を提出するとともに、伝統的芸能の活用により地域産業の振興を図るなどの施策を展開いたします。労働時間短縮の環境整備にも力を入れてまいります。

第四に、環境問題であります。人類共通の課題である地球環境問題については、本年開催される国連環境開発会議の成功に向け、我が国は世界の主導的役割を果たしていかなければなりません。このため、環境、エネルギー分野における革新的

技術の開発及び発展途上国への技術移転を柱とする地球再生計画を一層強力に推進するとともに、オゾン層保護対策の充実を図ってまいります。

休廃止鉱山における鉱害対策については、確実な坑廃水処理を実施するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の改正案を提出するなど所要の施策を推進いたします。

第五に、総合的な資源エネルギー政策の推進であります。

先般、私は中東において産油国首脳と会談を行ってまいりましたが、石油の安定供給確保のため、産油国との協力を進めていくことが極めて重要であると再認識いたしました。今後とも、石油を初めとするエネルギーの安定供給確保、エネルギー分野における国際協力を積極的に推進する所存であります。

また、地球環境保全のためにもエネルギー需給構造の改革を進める必要があります。供給面において安全性確保を前提とした原子力の開発利用を推進するなどエネルギー源の多様化を推進するとともに、需要面においては省エネルギー対策の抜本的拡充を図ります。

石炭については、九〇年代を石炭産業の構造調整の最終段階と位置づけ、石炭企業の自主的な構造調整努力を支援するとともに、石炭鉱害の早期解消に努めてまいります。このため、今国会に石炭関係諸法の改正延長法案を提出いたしました。

第六に、活力ある中小企業の育成であります。中小企業は我が国経済の活力の源泉であり、著しい経済環境の変化にも対応し得る中小企業の育成を図ることは極めて重要であります。

かかる観点から、地域において特色のある中小企業集積の活性化の促進を図るため、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案を今国会に提出いたしました。さらに、総合的物流対策の一環として中小企業流通業務効率化促進法案を提出するとともに、魅力ある商店街づくり等の小売商業対策、中小企業の労働力確保対策、小規模企業対策なども引き続き積極的に推進してまいります。

第七の課題は、国際社会と調和した長期的経済発展基盤の確保であります。

科学技術面におきましては、国際国家としての責務を果たしていくため、基礎的、先端的研究開発を率先して推進するとともに、情報処理、航空機などの分野における研究開発面での国際交流を図ることとしております。

さらに、近年の計量をめぐる国際的状況等に対応するため、計量制度全般について見直しを行い、計量法の全面改正案を提出するとともに、工業所有権制度についてもサービスマーク登録制度の導入など一層の充実を図ってまいります。

以上、今後の通商産業行政の基本的方向についての所信の一端を申し上げます。

私は、国民各位の御理解のもとに、通商産業行政の遂行に全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。

委員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(岩本政光君) 次に、経済計画等の基本施策に関し、経済企画庁長官から所信を聴取いたします。野田経済企画庁長官。

○国務大臣(野田毅君) 我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方につきましては、さきの経済演説において明らかにしたところであり、重ねて所信の一端を申し上げます。

世界経済の動向を見ますと、アメリカは、景気が回復過程にある中でこのところやや停滞感があらわれておりますが、今後緩やかに回復すると見られるなど、本年の世界経済は全体として昨年より高い成長が見込まれております。

我が国経済の動向を見ますと、景気の減速感が広まっており、やや過熱気味の高い成長から、堅実な消費、健全な企業行動に支えられたインフレなき持続可能な成長経路に移行する調整過程にあります。

の経済運営に当たりましては、特に次の諸点を基本的な柱としてまいりたいと考えております。

第一の柱は、内需を中心とするインフレなき持続可能な成長を図ることであり、

政府としては、このような成長経路への移行を円滑にするためにも、減速により企業家等の心理が大きく冷え込まないよう、景気に十分配慮した施策を行うことが必要と考えております。

このため、平成四年度予算編成においては、公共投資について一般歳出における公共事業関係費について五・三％の伸びを確保するなど、地方を通じ最大限の努力を払っており、また金融面では昨年暮れに第三次の公定歩合の引き下げが行われております。

平成四年度の我が国経済は、個人消費が物価の安定や雇用者所得の堅調な伸びに支えられて着実に増加し、設備投資も合理化・省力化投資、研究開発投資などを中心に総じて底がたく推移し、住宅投資が金利の低下などにより徐々に回復に向かう見込みであることから、内需を中心としたインフレなき持続的成長を実現し得るものと考えられます。

政府といたしましては、今後とも、物価と雇用の安定を図ることを基礎とし、主要国との経済政策の協調にも配慮しつつ、適切かつ機動的な経済運営に努めてまいります。この結果、実質経済成長率は三・五％程度になるものと見込まれております。

物価の安定は、国民生活安定の基本要件であり、経済運営の基礎となるものであります。平成四年度についても、物価は引き続き安定的に推移し、消費者物価は二・三％程度の上昇になるものと見込まれます。今後とも、原油価格、為替レート、国内需給等の動向を十分注視しつつ、物価の安定に最善の努力を尽くしてまいります。

第二の柱は、経済発展の成果を生活の分野に配分し、豊かさを一層実感できる多様な国民生活の実現を図り、生活大国の形成を目指すことであります。

このため、公共投資基本計画等を踏まえた社会資本の整備、土地税制の適正な運用や土地利用計画の整備・充実などの土地対策、完全週休二日制の普及等による労働時間の短縮、内外価格差の是正・縮小、省エネルギー・省資源の一層の推進などを図ってまいります。

消費者行政につきましては、消費者保護会議で決定した施策の積極的かつ総合的な推進を図ってまいります。特に、製造物責任制度については、総合的な検討を行うことが緊急の課題であり、国民生活審議会において引き続き精力的な検討をお願いしているところであります。

第三の柱は、国際協調型経済構造への変革を推進し、保護貿易主義の抑止と自由貿易体制の維持強化に向け率先して努力するとともに、調和ある対外経済関係の形成と世界経済活性化への積極的貢献を行っていくことであります。

このため、O.T.O.すなわち市場開放問題苦情処理推進本部の活動を通じて市場アクセスの改善を図るなど、貿易の拡大均衡による国際的に調和のとれた対外均衡を目指すとともに、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功に向けて一層の貢献を行ってまいります。また、政府開発援助の第四次中期目標に基づき、経済協力の拡充と効率的かつ効果的な推進を図ってまいります。

以上、今後の経済運営の課題と方向について申し述べてきましたが、さらに中長期的な経済運営の基本方針を示すため、政府は、先月、新しい経済計画の策定について経済審議会に諮問を行いました。計画の主要な課題は、第一に、国民一人一人が豊かさやゆとりを実感でき、多様な価値観を実現できる公正な社会としての生活大国の実現を目指すこと、第二に、二十一世紀を展望し、生活大国の基礎となる活力ある我が国経済社会の発展基盤を整備すること、第三に、地球的規模の課題への取り組みを通じ、地球の平和と繁栄に積極的な役割を果たすことの三点であり、経済審議会においてこれらを中心に精力的な御議論を始めていただきます。

今日の世界情勢には予断を許さないものがありますが、私は、経済運営に万全を期し、世界経済の安定的発展に積極的に貢献していくとともに、活力と潤いに満ちた生活大国の形成を目指して最大限の努力を行ってまいります。

本委員会の皆様の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。以上で大臣の所信の聴取は終了いたしました。

○委員長(岩本政光君) 以上で両大臣の所信の聴取は終了いたしました。なお、平成四年度通商産業省関係予算及び平成四年度経済企画庁関係予算につきましては、お手元に配付してあります関係資料をもつて説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

○大臣、御退席いただいて結構でございます。次に、平成三年における公正取引委員会の業務の概略について、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。梅澤公正取引委員会委員長。

○政府委員(梅澤公正君) 平成三年における公正取引委員会の業務につきまして、その概略を御説明申し上げます。

独占禁止法違反事件の処理につきましては、価格カルテルなど二十四件について審決により違反行為の排除措置を命じたほか、三十三件の警告を行いました。また、九件の価格カルテル事件について、総額百二十一億八千六百八十三万円の課徴金の納付を命じました。さらに、価格カルテル事件一件について、刑事罰の適用を求めて検事総長への告発を行いました。

流通・取引慣行の問題につきましては、我が国市場を国際的に開かれたものとし、消費者利益を確保して豊かな国民生活を実現していくとともに、独占禁止法の運用における透明性を確保する観点から、独占禁止法上の考え方を具体的に明らかにしたガイドラインを公表し、あわせて事前相談制度を設置しました。

価格の同調的引き上げに関する報告徴収については、価格引き上げ理由の報告を求め、平成三年中にその概要を年次報告において国会に御報告申し上げましたものは、マヨネーズ・ドレッシング

類及び魚肉ハム・ソーセージの二品目であります。

事業活動及び経済実態の調査といたしましては、企業間取引の実態に関する調査等を行いました。

独占禁止法適用除外制度につきましては、政府規制等と競争政策に関する研究会報告書を公表いたしました。政府規制及び独占禁止法適用除外制度については、引き続きその見直しについて検討を行ってまいります。

下請法に関する業務につきましては、下請取引の適正化及び下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の減額等の違反行為を行っていた親事業者一千六百五十七社に対して、減額分の返還等の改善措置を命じました。

また、中小企業の労働時間短縮を阻害する発注方式等の改善が重要な課題となっている中で、短納期発注及び多頻度小口納入に伴う下請法上の問題点を明らかにするため、下請法の運用基準の改正を行いました。

景品表示法に関する業務につきましては、消費者の適正な商品選択が妨げられることのないよう過大な景品類の提供及び不当表示の排除に努め、平成三年中に三件について排除命令を行ったほか、八百七十五件については是正措置を講じました。以上、簡単ではございますが、業務の概略につきまして御説明申し上げます。

○委員長(岩本政光君) 以上で説明は終了いたしました。両大臣の所信等に対する質疑は後日行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

二月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、製造物責任法(仮称)の早期制定に関する

請願(第二十九号)

第二十九号 平成四年一月二十四日受理

製造物責任法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一

紹介議員 鈴木 省吾君

欠陥商品による消費者被害が増加する中で、その被害の賠償を訴訟により求める場合、民法では欠陥商品の製造者である企業の過失を消費者が立証しなければならぬ。しかし、専門の知識や情報を有していない消費者が過失を立証することは事実上不可能である。製品の安全性の確保、欠陥商品による消費者被害の救済を図るためには、製造者の無過失責任を明確にする製造物責任法(仮称)の制定が不可欠である。同法の導入は、米国の始めE.C諸国では早くから進められ、世界の趨勢である。我が国においては、昭和六十三年閣議決定の「経済運営五カ年計画」、「新行革審の答申」等でも導入の検討をうたっている。については、商品の安全性の確保、消費者被害の救済を図る観点から、製造物責任法(仮称)を早期に制定されたい。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正

一 買取した鉱業施設の貸付け及び売渡しの方法

二及び三 削除

第二十六條第二項第六号中「採掘権若しくは鉱業施設の買取、」を削り、同項第九号の二を削り、同項第九号の三中「前条第一項第九号の三」を「前条第一項第九号の二」に改め、同号を同項の第九号の二とし、同項に次の三号を加える。

十六 新分野開拓促進補助金の額の算定の基準並びに交付の時期及び方法

十七 前条第一項第十六号の四に規定する資金に係る貸付金の利率、償還期間並びに貸付け及び償還の方法

十八 海外炭開発事業に必要な資金（以下「海外炭開発資金」という。）の出資の方法

第二十七條第一項中「事業年度の毎四半期」を「毎事業年度」に改め、「その四半期に係る」及び「及び開発資金」を削り、「並びに同項第十一号」を「同項第十一号」に改め、「石炭供給安定資金の貸付計画」の下に「新分野開拓促進補助金の交付計画、同項第十六号の四に規定する資金の貸付計画並びに海外炭開発資金の出資計画」を加え、同条第二項中「及び保証計画」を「保証計画及び出資計画」に改める。

第二十八條から第三十四條までを次のように改める。

第二十八條から第三十四條まで 削除

第三十五條第二号を次のように改める。

二 その採掘権又は租鉱権が石炭鉱業合理化実施計画に定める整理促進交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準に適合すること。

第三十五條の三第一項中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

第三十五條の五の二第一号を次のように改める。

一 その採掘権又は租鉱権が石炭鉱業合理化実施計画に定める規模縮小交付金の交付に

係る採掘権又は租鉱権の基準に適合すること。

第三十五條の六第一項中「営む」を「営んでいた」に改める。

第三十五條の十三第一項を次のように改める。

機構は、その交付することとした整理促進交付金に係る採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務にその整理促進交付金の交付の申請の日以前十五月間に通算して三月以上従事していた鉱山労働者であつて、その整理促進交付金の交付の申請の日以後当該整理促進交付金の交付の決定の日後二月を経過した日までに解雇されたもの又は第三十五條の五の三第一項第一号に規定する鉱山労働者に対し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二條の平均賃金の三十日（通商産業省令で定める場合にあつては、四十五日）分に相当する金額（政令で定める場合にあつては、雇用期間を基準として通商産業省令で定める金額（政令で定める金額の範囲内のものに限り）を加えて得た金額）を支払わなければならない。

第三十六條の二中「炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」に改める。

第三十六條の三の見出しを「近代化資金の貸付けの相手方等」に改め、同条第一項中「開発資金の貸付けは、第六十八條の七第一項の規定により石炭資源の開発に関する事業計画を届け出た採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なう」を「行う」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前三項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十六條の四第二項を削る。

第三十六條の五中「又は開発資金」を削る。

第三十六條の六中「又は開発資金」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第三十六條の八及び第三十六條の九第一項中「又は開発資金」を削る。

第三十六條の十中「又は開発資金」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十六條の十一中「又は開発資金」を削る。

第三十六條の二十八の次に次の二条を加える。

（新分野開拓資金の貸付け）

第三十六條の二十九 第二十五條第一項第十六号の四に規定する資金の貸付けは、承認事業者等に対し、承認計画に係る新分野の開拓に必要な資金について行つたものとする。

2 前項に規定する資金のうち設備資金及び海外炭開発資金の貸付けに係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、十年（据置期間を含む。）を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

3 第三十六條の六、第三十六條の八、第三十六條の九及び第三十六條の十一の規定は、第一項に規定する資金の貸付けを受けた者について準用する。

（海外炭開発資金の出資）

第三十六條の三十 海外炭開発資金の出資は、海外炭開発事業を行う承認事業者等に対して行つたものとする。

第四十條の二中「あてゐる」を「充てゐる」に改め、「開発資金」を削り、「又は同項第十三号に規定する資金」を「同項第十三号に規定する資金又は同項第十六号の四に規定する資金（設備資金及び海外炭開発資金に限る。）」に改める。

第五十三條第二号中「第二十五條第一項第九号の三」を「第二十三條第三項、第二十五條第一項第九号の二」に、「第四項まで」を「第三項まで」に改める。

第五十七條第一項ただし書及び第二項を削る。

第五十七條の三中「こえず」を「超えず」に、「石炭鉱業合理化基本計画」を「基本計画」に改める。

第五章の章名中「販売価格等」を「販売価格」に改める。

第六十一條第一項中「石炭鉱業合理化基本計画」を「基本計画」に改める。

第六十二條から第六十八條までを次のように改める。

第六十二條から第六十八條まで 削除

第五章の二及び第五章の三を削る。

第七十條中「及び石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十一年法律第四十九号）」を削り、「合理化及び安定」を「構造調整」に改める。

第七十九條に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、承認事業者等に対し、承認計画に係る新分野の開拓の実施状況に関し報告をさせることができる。

第八十三條を削り、第八十三條の二を第八十三條とする。

第八十五條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第六十六條、第六十八條の七第一項又は」を削り、同条第一号の二を削る。

第八十六條中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第二條中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第二條 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法

目次中「第二章 職業紹介等（第三條―第七條）を「第二章 雇用の安定のための措置（第九條―第二十二條）」に、「第二章の二 石炭鉱業の合理化に伴う離職者に対する特別措

置」を「第二章の三 石炭鉱業の合理化に伴う離職者に対する特別措置」に改める。

第一条中「が一定の地域において多数発生している現状」を「の現状、炭鉱労働者の今後の雇用の動向等」に、「炭鉱離職者緊急就労対策事業及び」を「これらの者に関し、職業の転換の援助」に、「その職業」を「これらの者の職業」に改める。

第二章の二を第二章の三とする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条の見出しを「炭鉱離職者に対する職業訓練」に改める。

第七条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構による石炭を目的とする採掘権若しくは石炭鉱業に使用する施設の買収」を削る。

第二章を第二章の二とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 雇用の安定のための措置

(鉱業権者等の雇用安定措置)

第二条の二 鉱業権者等（鉱業権者及び当該鉱業権者から委託を受けて石炭の採掘又はこれに附属する運炭その他の行為を業として行う者をいう。以下この章及び第二十三条において同じ。）は、当該鉱業権者等又はその関係事業者が事実の新分野の開拓を実施する場合においては、その雇用する炭鉱労働者が当該新分野の事実に従事することにより、その雇用の安定が図られるよう、職業の転換のために必要な教育訓練その他の措置の実施に努めなければならない。

(鉱業権者等の作成する雇用安定計画)

第二条の三 鉱業権者等は、前条の場合においては、労働省令で定めるところにより、その実施しようとする職業の転換のために必要な教育訓練その他の措置に関する計画（以下「雇用安定計画」という。）を作成し、労働大臣に提出して、その認定を受けることができる。当該雇用安定計画を変更したときも、同様と

する。

2 鉱業権者等は、前項の規定により雇用安定計画を作成するに当たっては、当該雇用安定計画に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。当該雇用安定計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る雇用安定計画で定める措置の内容が円滑な職業の転換を図る上で適当でないとき、当該鉱業権者等に対して、その変更を求めることができる。その変更を求めた場合において、当該鉱業権者等がその求めに応じなかつたときは、労働大臣は、同項の認定を行わないことができる。

(雇用の安定のための助成)

第二条の四 国は、前条第一項の規定による認定を受けた雇用安定計画に基づく配置転換、職業の転換のために必要な教育訓練その他の措置を実施する鉱業権者等及びこれらの措置に係るその他の事業主に対して、労働省令で定めるところにより、必要な助成を行うことができる。

(炭鉱労働者に対する職業訓練)

第二条の五 労働大臣は、第二条の三第一項の規定による認定を受けた雇用安定計画に基づく教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うよう努めるものとする。

第二十三条第一項中「当該業務の遂行のみによつては」を「炭鉱労働者の雇用の安定並びに」

に、「に関する措置がなお十分であると認められる現状に対処する」を「を図る」に改め、同項第八号中「のほか」の下に「炭鉱労働者の雇用の安定並びに」を加え、同号を同項第九号とし、同項第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 鉱業権者等に対して、炭鉱労働者の配置転換その他の雇用に関する事項の管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及びこれらの事項の管理の改善について助言すること。

第二十三条第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

第二十四条第三項中「前条第一項第五号」を「前条第一項第六号」に改める。

第二十五条第二項第三号中「第二十三条第一項第五号」を「第二十三条第一項第六号」に改める。

第三十四条中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に改める。

第四十一条中「事業団は」の下に「炭鉱労働者の雇用の安定及び」を加え、「を促進し」を「の促進を図り」に改める。

第四十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第十六条中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「この法律の施行の日から五年を経過した後は、その時まで」を「第一章炭鉱離職者に係る部分に限る。」、第二章の二及び第三章の三の規定並びに第三章から第五章まで（炭鉱離職者に係る部分に限る。）の規定は、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律平成四年法律第 号の施行の日（以下「施行日」という。）前」に、「その後」を「施行日以降に」に改める。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)
第三条 石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭和三十

八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「合理化及び安定」を「構造調整」に改める。

第二条第三項を削る。

第八条中「三万円」を「二十万円」に改める。

附則第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第四条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号口中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に、「石炭鉱業合理化基本計画」を「石炭鉱業構造調整基本計画」に改める。

附則第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)

第五条 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条の三」を「第七十九条の四」に、「第四章 削除」を「第四章 指定法人（第八十条、第八十九条）に改める。

第四条第二項中「においては」の下に「通商産業省令で定める地域ごと及び」を加え、「あたつて」を「当たつて」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 通商産業大臣は、前条第二項の通商産業省令で定める地域ごとに、当該地域に係る鉱害復旧長期計画が達成されたと認めるとき、又は早期に達成されることが確実であると認めるときは、その旨を公示しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による公示をしようとするときは、関係都道府県知事の意

見を聴かなければならない。

第四十八條の二の次に次の一条を加える。

第四十八條の三 事業団は、通商産業大臣が鉱害の復旧に係る事業であつて政令で定めるもの（以下「特定鉱害復旧事業」という。）を行う法人をその事業を行う地域を定めて指定したときは、当該地域内の区域については、第四十八條第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定しないものとする。ただし、通商産業大臣が復旧基本計画を作成することが特に必要であると認めて指示をしたとき、又は第四十八條第一項の規定により指定を取り消したときは、この限りでない。

第五十條第一項中「復旧費等又は」を「復旧費等若しくは」に改め、「金額」の下に「又は第七十九條の四の規定により事業団が支払う金額」を加える。

第五十一條第一項第一号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第二号中「前号の」を「同号の」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項に次の一号を加える。

九 第一号及び第二号の規定にかかわらず、第七十九條の四に規定する農地、農業用施設、公共施設又は家屋等については、同条の規定により定められる金額

第五十二條の二中「記載された見込納付金額」の下に「（通商産業大臣が第五十六條の二第五項の通知を受けた場合において、第四十八條第四項の規定により同条第一項の認可をした復旧基本計画を変更してその通知に係る農地、農業用施設、公共施設又は家屋等を復旧の目的としないこととした場合にあつては、当該変更前の復旧基本計画に記載された見込納付金額）」を加える。

第五十六條第一項中「指示」の下に「（次条第四項の指示を含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十六條の二 前条第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、復旧の目的となつてい

土地物件に関する権利についての争いがあること、その作成した実施計画に被害者の同意を得ることができないことその他の事由により、復旧工事の施行が困難又は不適当であると認めるときは、主務大臣に当該事由を記載した書面を提出することができる。

2 主務大臣は、前項の書面の提出があつた場合においては、当該事由を除去するため、関係者に対し、指導及び助言をし、又は必要に応じ勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前項の場合においては、都道府県知事又は関係市町村長に対し、当該事由を除去するため必要な協力を求めることができる。

4 主務大臣は、第一項の書面の提出があつた場合において、当該事由によつては復旧工事の施行が困難又は不適当であると認められないときは、当該復旧工事の施行者に対し、前条第一項の認可を受けるべき旨の指示をするものとす。当該事由が除去されたと認めるときも、同様とする。

5 主務大臣は、第一項の書面の提出があつた場合において、当該事由を除去することが著しく困難であり、かつ、当該事由を除去しなければ復旧工事の施行が困難又は不適当であると認めるときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

6 通商産業大臣は、前項の通知を受けた場合において、第四十八條第一項の認可をした復旧基本計画（以下この条において「復旧基本計画」という。）を変更することにより当該事由を除去することができ、かつ、当該変更をすることが適当であると認めるときは、同条第四項の規定により復旧基本計画を変更するものとする。

7 通商産業大臣は、第五項の通知を受けた場合において、第四十八條第四項の規定により復旧基本計画を変更して、その通知に係る農地、農業用施設、公共施設又は家屋等を復旧

の目的としないものとするときは、被害者の意向に十分配慮するよう努めるものとする。

第五十七條第一項及び第四項中「前条第一項前段」を「第五十六條第一項前段」に改める。

第七十九條の前の見出しを「（復旧の目的としない農地の処理）」に改める。

第三章第四節中第七十九條の三の次に次の一条を加える。

第七十九條の四 事業団は、通商産業大臣が第五十六條の二第五項の通知を受けた場合において、第四十八條第四項の規定により同条第一項の認可をした復旧基本計画を変更してその通知に係る農地、農業用施設、公共施設又は家屋等（以下この条において「農地等」という。）を復旧の目的としないこととしたときは、主務大臣が主務省令、通商産業省令で定める算定基準に従ひその農地等について支払うべき金額として定めた金額を、その農地等に係る被害者に対し、支払わなければならない。

第四章を次のように改める。

（指定）
第八十條 第四十八條の三の指定は、特定鉱害復旧事業を行うおとする者の申請により行う。

2 通商産業大臣は、第四十八條の三の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第四十八條の三の指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地並びに特定鉱害復旧事業を行う地域を公示しなければならない。

4 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務規程）
第八十一條 指定法人は、特定鉱害復旧事業に係る業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が特定鉱害復旧事業の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）
第八十二條 指定法人は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

（監督命令）
第八十三條 通商産業大臣は、特定鉱害復旧事業の適正かつ確実な実施のため必要があると

認めるときは、指定法人に対し、当該業務に
関し監督上必要な命令をすることができ
(指定の取消し)

第八十四条 通商産業大臣は、指定法人が次の
各号のいずれかに該当するときは、第四十八
条の三の指定を取り消すことができる。

一 特定鉱害復旧事業を適正かつ確実に実施
することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第八十一条第一項の認可を受けた業務規
程によらないで特定鉱害復旧事業に係る業
務を行つたとき。

四 第八十一条第三項又は前条の規定による
命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十八条の三の指定
を受けたとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定により指定を
取り消したときは、その旨を公示しなければ
ならない。

第八十五条から第八十九条まで 削除

第九十三条に次の一号を加える。

五 第七十九条の四の規定による被害者に対
する支払に要する費用

第九十四条第二項中「若しくは第四号」を「か
ら第五号まで」に改め、「費用」の下に「同条
第五号に掲げる費用にあつては、農地、農業用
施設又は家屋等に係るものに限る。」を加え、
同条第七項中若しくは第七十九条の三第一項

を「第七十九条の三第一項若しくは第七十九
条の四」に改め、「規定により事業団が支払う
金額」の下に「(同条の規定により支払う金額
にあつては、農地、農業用施設又は家屋等に係
るものに限る。)」を、「復旧不適農地等」の下
に「若しくは第七十九条の四に規定する農地、
農業用施設若しくは家屋等」を加える。

第九十八条第三項中「第一項」の下に「又は
第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条
第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を

加える。

2 通商産業大臣は、特定鉱害復旧事業の適正
な実施を確保するため必要があると認めると
きは、指定法人から当該業務若しくは資産の
状況に必要の報告を徴し、又はその職員
に指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況
若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる
ことができる。

第一百一条中「五万円」を「三十万円」に改め
る。

第二百二条中「三万円」を「二十万円」に改め、
同条第二号中「第九十八条第一項」の下に「若
しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一
項若しくは第二項」に改める。

第二百四条中「一万円」を「十万円」に改める。
第二百六条中「三万円」を「二十万円」に改め
る。

附則第二項中「昭和六十七年七月三十一日」
を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第六条 石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正
(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正)

第六条 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八
年法律第九十七号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第三十三条の二」を「第三十三条の
三」に改める。

第三十一条の二第一号中「事業団の復旧基本計
画(復旧法第四十八条第一項の復旧基本計画を
いう。以下同じ。)」の作成」を「復旧法に基づ
く鉱害の復旧」に改め、同条第二号を削り、同
条第三号中「機構」を「新エネルギー・産業技
術総合開発機構(以下「機構」という。))」に、
「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二
号とし、同条第四号中「石炭鉱業合理化臨時措
置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和
三十年法律第五十六号)」に改め、同号を同
条第三号とする。

第三十一条の三第二項を削り、同条第三項中「前
条第四号」を「前条第三号」に改め、同項を同
条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前

二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条中「復旧基本計画」の下に「(復旧
法第四十八条第一項の復旧基本計画をいう。以
下同じ。)」を加え、「行なう」を「行う」に改
める。

第二十一条第三項を次のように改める。

3 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理
事及び監事の任期は二年とする。

第三十条第一項中「を行なう」を「を行う」
に改め、同項第四号中「より行なう」を「より
行う」に、「復旧不適農地等」を「復旧の目的
としない農地等」に改め、同項中第六号を第七
号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次
の一号を加える。

五 鉱害の復旧等の事業を行う者に対するそ
の経費の補助

第三十条第二項中「前項第六号」を「前項第
七号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三章第三節中第三十三条の二の次に次の一
条を加える。

(補助の対象)

第三十三条の三 第三十条第一項第五号の補助
は、復旧法第四十八条の三の指定を受けた法
人に対し、同条の特定鉱害復旧事業及び鉱害
が生じている地域の整備に係る事業について
行うものとする。

第三十六条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による通商産業大
臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備え
て置かなければならない。

第三十九条の次に次の二条を加える。

(交付金)

第三十九条の二 政府は、予算の範囲内で、事
業団に対し、第三十条第一項第五号の業務に
必要な経費の財源に充てため交付金を交付
することができる。

(資金)

第三十九条の三 事業団は、前条の規定により
交付を受けた交付金を第三十条第一項第五号

の業務に必要な経費の財源に充てためた資金
として管理しなければならない。当該資金
の運用により生ずる収益についても、同様と
する。

2 事業団は、前項の資金に係る経理について
は、その他の経理と区分して整理しなければ
ならない。

3 第一項の資金は、次条の規定により運用す
る場合のほか、第三十条第一項第五号の業務
に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、
又は使用することができる。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に關す
る法律の準用)

第四十一条の二 補助金等に係る予算の執行の
適正化に關する法律(昭和三十年法律第七
十九号)の規定(罰則を含む)は、第三十
条第一項第五号の規定により事業団が交付す
る補助金について準用する。この場合におい
て、同法(第二条第七項を除く。)中「各省
各庁」とあるのは「石炭鉱害事業団」と、「各
省各庁の長」とあるのは「石炭鉱害事業団の
理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、
第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、
第二十四條並びに第三十三條中「国」とある
のは「石炭鉱害事業団」と読み替へるものと
する。

第四十八條中「五万円」を「三十万円」に改
める。

第四十九條及び第五十條中「三万円」を「二
十万円」に改める。

第五十條の二及び第五十一條中「一万円」を
「十万円」に改める。

第五十三條中「三万円」を「二十万円」に改
め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に
改める。

第五十四條中「一万円」を「十万円」に改め
る。

附則第二條中「昭和六十七年七月三十一日」

もの（以下「子会社等」という。）

対内投資事業者により我が国において行われる事業（以下「対内投資事業」という。）のうち、次に掲げる要件に該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 国民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展を図る上で、当該対内投資事業を支援することが必要かつ適切なものと認められること。

二 当該対内投資事業を行うことにより、商品又は役務の品質その他の内容の向上を通じて、国民の消費生活の向上に資するものと認められること。

三 当該対内投資事業を行うことにより、当該対内投資事業者が我が国の事業者とその事業分野に関する技術又は知識の交流を行うことを通じて、当該事業分野における国際経済交流の進展に資するものと認められること。

6 この法律において「特定対内投資事業者」とは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる要件に該当することについて主務大臣の認定を受けた者をいう。

一 対内投資事業者であること。

二 我が国に設置されたその支店等又は設立されたその子会社等の主たる事業として特定対内投資事業を行い、又は行うことが確実であると認められること。

三 我が国に設置された支店等の場合にあってはその設置の後、我が国に設立された子会社等の場合にあってはその設立の後、主務省令で定める期間を経過していないこと。

（地域）
第三条 この法律による輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業に関する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

一 港湾・空港地域であること。

二 当該地域において輸入貨物が相当程度流通し、又は流通することが見込まれること。

三 当該地域における港湾又は空港の整備及び

輸入貨物を取り扱う事業の状況からみて、当該地域において輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を行うことにより、輸入の促進が相当程度図られると認められること。

（地域輸入促進指針）

第四条 主務大臣は、前条に規定する地域についての輸入の促進に関する指針（以下「地域輸入促進指針」という。）を定めなければならない。地域輸入促進指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の地域輸入促進計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を支援するための措置を講じようとする地域（以下「輸入促進地域」という。）の設定に関する事項

二 輸入促進地域における輸入貨物の流通に関する目標の設定に関する事項

三 前号の目標を達成するための輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する事項

四 輸入促進地域において設置される国際経済交流を促進するための施設であつて、輸入の促進に寄与するもの（以下「輸入促進地域国際経済交流施設」という。）の整備の方針に関する事項

五 その他輸入促進地域における輸入の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、地域輸入促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、地域輸入促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（地域輸入促進計画）

第五条 都道府県は、地域輸入促進指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、関係市町村に協議して、輸入促進基盤整備

事業及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する計画（以下「地域輸入促進計画」という。）を作成し、主務大臣の承認を申請することができ

2 地域輸入促進計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項の範囲について定めるものとする。

一 輸入促進地域の区域

二 輸入促進地域における輸入貨物の流通に関する目標

三 輸入促進地域において行われる輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の内容

四 輸入促進地域国際経済交流施設の整備に関する事項

五 その他輸入促進地域における輸入の促進に關し必要な事項

3 都道府県は、港湾に係る地域輸入促進計画を作成しようとするときは、前項第三号及び第四号に掲げる事項のうち港湾に係るものについて、関係港湾管理者の意見を尊重しなければならない。

4 都道府県は、空港に係る地域輸入促進計画を作成しようとするときは、第二項第三号及び第四号に掲げる事項のうち空港に係るものについて、当該空港を管理する者（以下「空港管理者」という。）がその施設の整備及び管理に關し策定する計画に従つて作成しなければならない。

5 都道府県は、地域輸入促進計画を作成しようとする場合において、当該地域輸入促進計画に基づいて行われる輸入促進基盤整備事業に係る施設を設置する事業に關し、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第二條第一項第十五号に掲げる特定施設に係る特定施設整備法第四條第一項に規定する整備計画を作成し、同項の規定による認定を受けようとする者が存するときは、第二項第三号に掲げる事項について、当該認定を受けようとする者の意見を聴くものとする。

6 都道府県は、地域輸入促進計画につき第一項の承認を申請しようとするときは、第二各号に掲げる事項について、関係港湾管理者又は関係空港管理者に協議するものとする。

7 主務大臣は、地域輸入促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その地域輸入促進計画に係る輸入促進地域が第三各号に掲げる要件に該当し、かつ、地域輸入促進指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、地域輸入促進指針に適合するものであること。

三 その地域輸入促進計画を達成するための措置が関係地方公共団体の財政の健全性の確保にとつて適切なものであること。

四 その他地域輸入促進指針に照らして適切なものであること。

8 主務大臣は、第一項の承認の申請があつたとき、又は前項の規定による承認をしたときは、当該地域輸入促進計画につき、大蔵大臣に通知するものとする。

9 都道府県は、地域輸入促進計画が第七項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係港湾管理者又は関係空港管理者及び関係市町村に通知しなければならない。

（地域輸入促進計画の変更）

第六条 都道府県は、前条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第九項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 前条第三項の港湾管理者は、同条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画に關し、同条第二項第三号及び第四号に掲げる事項

のうち港灣に係るものについて変更の必要があるとする場合は、当該地域輸入促進計画を作成した都道府県に対し、その変更を求めることができる。

4 前項の規定は、空港管理者が前条第四項に規定する当該空港の施設の整備及び管理に關し策定する計画を変更した場合について準用する。
(特定施設整備法の整備計画との関係)

第七條 第五條第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認地域輸入促進計画」という。)が存する場合であつて、当該承認地域輸入促進計画に係る輸入促進地域において特定施設整備法第二條第一項第十五号に掲げる特定施設について特定施設整備法第四條第一項の認定を受けようとする者が存するときは、その者の作成する同項の整備計画は、当該承認地域輸入促進計画に従つた内容のものでなければならぬ。
(産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務)

第八條 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、特定施設整備法第四條第一項に規定する業務のほか、輸入を促進し、及び対内投資事業の実施を円滑に進めるため、次の業務を行う。
一 承認地域輸入促進計画に基づいて輸入促進基盤整備事業を行う者に対し、当該輸入促進基盤整備事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
二 承認地域輸入促進計画に基づいて輸入促進基盤整備事業を行う者に対し、当該輸入促進基盤整備事業に必要な資金の出資を行うこと。

三 特定製品輸入事業であつて、その事業分野における国際経済交流の進展に資するものとして政令で定めるものを行う者に対し、当該特定製品輸入事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
四 特定対内投資事業者に対し、当該特定対内

投資事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

五 対内投資事業に係る市場の開拓に関する調査、従業員募集に係る情報の提供、取引のあっせん及び従業員の研修その他の対内投資事業を支援する事業を行う者であつて、対内投資事業の円滑な実施に寄与する施設を整備して当該事業を行うものに対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。
六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
(政府の出資)

第九條 政府は、基金が前条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができぬ。
(特別勘定)

第十條 基金は、第八條第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(輸入促進基盤整備出資資金)
第十一條 基金は、第八條第二号に掲げる業務に關して、輸入促進基盤整備出資資金を設け、第九條の規定により政府が出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。
2 輸入促進基盤整備出資資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額又は損失の額により

増加し、又は減少するものとする。
(特定施設整備法の特例等)

第十二條 第八條の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第十九條中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、特定施設整備法第四條第二項中「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」とあるのは「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に關する臨時措置法(以下「輸入・対内投資法」という。)第九條の規定により政府が出資した金額を除く。）」と、

「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務並びに輸入・対内投資法第八條第一号、第三号及び第四号の業務」と、特定施設整備法第四條第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第四條第六中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、特定施設整備法第五十一條中「この法律」とあるのは「この法律及び輸入・対内投資法」と、特定施設整備法第五十二條第一項中「大蔵大臣及び通商産業大臣」とあるのは「大蔵大臣及び通商産業大臣(輸入・対内投資法第八條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下「輸入促進基盤整備業務」という。)については、大蔵大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び農林水産大臣」と、同条第二項中「大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律」とあるのは「大蔵大臣及び通商産業大臣(輸入促進基盤整備業務については、大蔵大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び農林水産大臣」と、この法律又は輸入・対内投資法」と、特定施設整備法第五十三條第一項及び第二項中「大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律」とあるのは「大蔵大臣又は通商産業大臣(輸入促進基盤整備業務については、大蔵大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は農林水産大臣」と、この法律又は輸入・対内投資法」と、特定施設整備法第五十四條第三項中「出資者は」

とあるのは「政府以外の出資者は」と、特定施設整備法第五十五條第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「当該残余財産のうち、輸入・対内投資法第十條第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額を政府に対し、当該特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「各出資者」とあるのは「輸入・体内投資法第十條第一項に規定する特別勘定以外の一般の勘定に係る各出資者」と、特定施設整備法第六十三條第三号中「第四十條第一項」とあるのは「第四十條第一項及び輸入・対内投資法第八條」と、同条第五号中「大蔵大臣及び通商産業大臣」とあるのは「大蔵大臣及び通商産業大臣(輸入促進基盤整備業務については、大蔵大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び農林水産大臣)」とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二條第一項又は第四十四條の認可をしようとするときは、第八條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に係る事項に關し、運輸大臣及び農林水産大臣に協議しなければならない。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二條第一項又は第四十四條の認可をしようとするときは、第八條第四号に掲げる業務に係る事項に關し、主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。

4 第八條の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法並びに前二条及び前三項に規定するもののほか、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)附則第九條に定めるところによるものとする。
(中小企業信用保険法の特例)
第十三條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三

条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、輸入貨物の流通促進関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証（以下「特定債務保証」という。）であつて、承認地域輸入促進計画に基づいて輸入貨物の流通促進事業を行う者として通商産業省令で定めるところによりその住所を管轄する市町村長又は特別区長（以下「市町村長等」という。）の認定を受けた中小企業者が当該輸入貨物流通促進事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者、特定製品輸入関連保証（特定債務保証であつて、特定

製品輸入事業を行う者として通商産業省令で定めるところにより市町村長等の認定を受けた中小企業者が当該特定製品輸入事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者及び特定対内投資関連保証（特定債務保証であつて、特定対内投資事業の実施を円滑に進めるものとして通商産業大臣が定める事業を行う者として通商産業省令で定めるところにより市町村長等の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が
輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十三条第一項に規定する輸入貨物流通促進関連保証（以下「輸入貨物流通促進関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額（以下「輸入貨物流通促進関連保証の保険価額の合計額」という。）と、同項に規定する特定製品輸入関連保証（以下「特定製品輸入関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額（以下「特定製品輸入関連保証の保険価額の合計額」という。）と、又は同項に規定する特定対内投資関連保証（以下「特定対内投資関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額（以下「特定対内投資関連保証の保険価額の合計額」という。）と、その他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ		輸入貨物流通促進関連保証の保険価額の合計額と、特定製品輸入関連保証の保険価額の合計額と、又は特定対内投資関連保証の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項、第三条の三第二項		当該保証をした
当該債務者		輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証（ことにより、それぞれ当該保証をした）
当該債務者		輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証、特定対内投資関連保証及びその他の保証（ことにより、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（課税の特例）

第十四条 特定対内投資事業者が当該特定対内投資事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備並びに機械及び装置については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

2 特定対内投資事業者がその事業（第二条第四項第一号に掲げる者にあつては、同条第六項の認定に係る支店等の事業に限る。）により欠損金を生じたときは、租税特別措置法で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認地域輸入促進計画に基づく輸入促進基盤整備事業により設置される施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する家屋若しくは

構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保）

第十六条 国及び地方公共団体は、承認地域輸入促進計画に基づいて行われる輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を支援するため、措置に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 国は、対内投資事業の実施を円滑に進めるために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（施設の整備）

第十七条 国及び地方公共団体は、承認地域輸入促進計画の達成に資するため、必要な港湾、空港その他の施設の整備の促進に努めるものとする。

（国の援助等）

第十八条 国及び地方公共団体は、輸入の促進及び対内投資事業の実施の円滑化に資するため、輸入促進基盤整備事業を行う者、輸入貨物流通促進事業を行う者、特定製品輸入事業を行う者、特定対内投資事業者その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 地方公共団体が承認地域輸入促進計画を達成するために事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
(関係者の理解と協力)

第十九条 国は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等を考慮し、輸入促進基盤整備事業を行う者、輸入貨物流通促進事業を行う者、特定製品輸入事業を行う者及び特定対内投資事業者がそれぞれの事業を円滑に行うことができるようこれらの事業者と取引関係にある者その他の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めなければならない。

(大都市の特例)

第二十条 第五条及び第六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、輸入促進地域の全部が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が処理する。

2 前項の場合においては、第五条及び第六条の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として当該指定都市に適用があるものとする。

(主務大臣等)

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二条第六項に規定する認定及び第十二条第三項の規定による協議に関する事項については、当該特定対内投資事業を所管する大臣

二 第四条第一項の規定による地域輸入促進指針の策定、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による公表、第五条第一項及び第七項の規定による承認、同条第八項の規

定による通知、第六条第一項の規定による承認並びに同条第二項において準用する第五条第七項の規定による承認及び同条第八項の規定による通知に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣、農林水産大臣及び自治大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第四項に規定する対内投資事業者に係る事項に関しては、当該対内投資事業を所管する大臣の発する命令

二 第二条第六項に規定する特定対内投資事業者に係る事項に関しては、当該特定対内投資事業を所管する大臣の発する命令

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成八年五月二十九日まで廃止するものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定施設整備法の一部改正)

第五条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十五 輸入の促進を図るための多様な機能を有する一群の施設であつて、第十一号イ又はロに掲げる施設と一体的に設置されるもので、かつ、次に掲げる施設から構成されるもの

イ 輸入貨物の蔵置、加工、展示又は運送の事業その他の輸入貨物を取り扱う事業の業務を支援する事業の事業場として相当数の企業等に利用させるための施設

ロ 輸入の促進に寄与する新商品（部品を含む。）の開発又は輸入貨物の流通の円滑化に資する技術に関する研究開発のための施設であつて、相当数の企業等に利用させるためのもの

ハ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設

第三条第三項中「第十四号まで」を「第十五号まで」に、「及び第十号から第十二号まで」を「第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

第九条中「及び第十号から第十二号まで」を「第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

第五十九条ただし書中「第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

九 第二条第一項第十五号に掲げる特定施設 農林水産大臣、通商産業大臣及び運輸大臣

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「に規定する特別勘定」の下に「及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第

号）第十条第一項に規定する特別勘定」を加える。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第七条 産業構造転換円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第九条第七項中「及び伝統的工芸品産業振興法第十一条の」を「伝統的工芸品産業振興法第十一条及び輸入・対内投資法第八条の」に、「及び伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝統的工芸品産業振興法」という。）第十一条第一号」を「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝統的工芸品産業振興法」という。）第十一条第一号に掲げる業務及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（以下「輸入・対内投資法」という。）第八条第五号」に、「及び伝統的工芸品産業振興法第十一条第一号」を「伝統的工芸品産業振興法第十一条第一号に掲げる業務及び輸入・対内投資法第八条第五号」に、「附則第九条第五項」を「附則第九条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「及び伝統的工芸品産業振興法第十一条」を「伝統的工芸品産業振興法第十一条及び輸入・対内投資法第八条」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び伝統的工芸品産業振興法第十一条」を「伝統的工芸品産業振興法第十一条及び輸入・対内投資法第八条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 基金は、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第

号。以下「輸入・対内投資法」という。）の施行前に政府が第十七条の規定により出資した額に相当する金額の一部を輸入・対内投資法第八条第五号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法の一部を次のように改正する。
第五百八十六条第二項第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第

号)第二条第六項に規定する特定対内投資事業業者で政令で定めるものが当該特定対内投資事業業者の同項に規定する認定に係る同条第五項に規定する特定対内投資事業の用に供する工場用の建物(工業再配置促進法第二条第二項に規定する誘導地域において建設された建物で政令で定めるものに限る。)の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)。

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「特定外航船舶解撤促進臨時措置法(昭和六十一年法律第八十三号)第七条第一号(産業基盤整備基金の行う解撤促進業務)の業務」を削り、「(産業基盤整備基金の業務)」に改め、「(産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務)の業務」の下に「並びに輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第

号)第八条第一号、第三号及び第四号(産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務)の業務」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十三号の二の次に次の一号を加える。

八十三の三 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第三十八条中「から第八十六号まで」を「第八十四号から第八十六号まで」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第号)の施行に関すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(昭和四年法律第号)の施行に関すること。

第四条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の規定に基づき、地域輸入促進指針を定め、及び地域輸入促進計画を承認すること。

(自治省設置法の一部改正)

第十三条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

四条第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第号)の施行に関する事務を行うこと。

第五条第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づき、地域輸入促進指針を定め、及び地域輸入促進計画を承認すること。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案
一、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案
一、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案
伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「きいて」を「聴いて」に改め、同項第五号中「行ない」を「行い」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「次条第一項において」を「単に」に改め、同条第五項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第十七条中「第十四条」を「第二十三条」に、「二万円」を「十万円」に改め、同条を第二十七条とする。

第十六条第一項中「第十條第一項又は第二項」を「第十九条」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条を第二十六条とする。

第十五条中「第十三条」を「第二十二條」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)
第二十五条 第四條第一項の規定により通商産業大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第十四条を第二十三条とする。

第十三条各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「振興計画」の下に「及び共同振興計画」を加え、「その」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号から第七号までの規定中

「行なう」を「行う」に改め、同条第八号中「行なう」を「行う」に改め、同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八 伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと。

九 伝統的工芸品等活用事業及び支援事業の実施に必要な情報の提供を行うこと。

第十三条を第二十二條とする。

第十二条中「協同組合等」を「製造協同組合等」に改め、「明治二十九年法律第八十九号」を削り、同条を第二十一條とする。

第十一条を第二十條とする。

第十条第一項中「認定振興計画」の下に「若しくは認定共同振興計画」を加え、「協同組合等」を「製造協同組合等若しくは販売協同組合等又は認定活用計画に基づく事実を実施している者に」、「その」を「当該事業の」に改め、同条第二項中「協同組合等」を「製造協同組合等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、認定支援計画に基づく事業を実施している者に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十条を第十九條とする。

第九条中「製造する事業者」を「製造し、若しくは販売する事業者、伝統的工芸品等活用事業を実施する者又は支援事業を実施する者」に改め、同条を第十八條とする。

第八条中「協同組合等」を「製造協同組合等」に、「附する」を「付する」に改め、同条を第十七條とする。

第七条中「認定振興計画」の下に「又は認定共同振興計画」を加え、同条を第十五條とし、同条の次に次の一条を加える。

第十六条 第七條第一項の認定を受けた製造協同組合等(以下「認定組合等」という。)が、認定活用計画で定める同条第二項に規定する賦課の基準(以下単に「賦課の基準」という。)に基づいて、その直接又は間接の構成員(以下この

条において「構成員」という。たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 認定組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合の課税の特例の適用があるものとする。

3 認定組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

第六条の見出し中「認定振興計画の実施に要する」を削り、同条中「認定振興計画」の下に「認定共同振興計画、第七条第一項の認定を受けた活用計画（以下「認定活用計画」という。）又は認定支援計画」を加え、同条を第十条とし、同条の次に次の四条を加える。

（産業基盤整備基金の行う伝統的工芸品産業振興業務）

第十一条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほ

第三条第一項

保険価額の合計額が

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第十三条第一項に規定する伝統的工芸品関連保証（以下「伝統的工芸品関連保証」という。）に係る保険関係の保険

か、伝統的工芸品産業を振興するため、次に掲げる業務を行う。

一 認定活用計画に基づく事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

（特定施設整備法の特例等）

第十二条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項とあるのは「第四十条第一項及び伝統的工芸品産業の振興に関する法律第十一条」とする。

2 前条の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法及び前項に規定するもののほか、産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第九条に定めるところによるものとする。

（中小企業信用保険の特例）

第十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二十六号）第三十三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）同法第三十三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三十三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、伝統的工芸品関連保証（同法第三十三条第一項、第三十三条の二第一項又は第三十三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定活用計画に基づく事業の実施に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

か、伝統的工芸品産業を振興するため、次に掲げる業務を行う。

第三条の二第一項、 第三条の三第一項	保険価額の合計額が 第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
			伝統的工芸品関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、 第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	当該保証をした 当該債務者	伝統的工芸品関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
			伝統的工芸品関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、伝統的工芸品関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三十三条第二項及び第五項の規定の適用については、同法第三十三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五項中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、伝統的工芸品関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四項の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十四条 第八條第一項の認定を受けた民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険法第二條第一項の中小企業者により出資又は拠出されているものに限り。以下「公益法人」という。）であつて、認定支援計画に基づく事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三條第一項又は第三條の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二條第一項の中小企業者とみなして、同法第三條、第三條の二及び第四條から第八條までの規定を適用する。この場合において、

同法第三條第一項及び第三條の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第八條第一項の規定による認定を受けた支援計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

同法第三條第一項及び第三條の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第八條第一項の規定による認定を受けた支援計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第五条の見出し中「認定振興計画の実施に要する」を削り、同条中「第三條第一項」を「第四條第一項」に改め、「いう。」の下に「若しくは第六條第一項の認定を受けた共同振興計画（以下「認定共同振興計画」という。）を加え、「協同組合等」を「製造協同組合等若しくは販売協同組合等又は前条第一項の認定を受けた支援計画（以下「認定支援計画」という。）に基づく事業を実施する者」に改め、同条を第九條とする。

第四条の見出しを削り、同条中「の各号」を削り、同条を第五條とし、同条の次に次の三條を加える。

（共同振興計画）

第六条 製造協同組合等は、伝統的工芸品を販売する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人（以下「販売協同組合等」という。）とともに、前条第四号、第六号又は第七号に掲げる事項（同条第六号に掲げる事項にあつては製品の共同販売に関する事項、同条第七号に掲げる事項にあつては消費者への適正な情報提供に関する事項に限る。）について伝統

第九部 商工委員會會議錄第一号 平成四年

二十七日 **【參議院】**

—

一七

を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定中小企業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行つてゐる場合の当該中小企業者の集積をいう。

3 この法律において「特定中小企業集積の活性化」とは、特定中小企業集積の存在する地域において中小企業者によつて新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、当該特定中小企業集積の有する機能が強化され、かつ、当該特定中小企業集積における事業の構造が高度化することをいう。

(特定中小企業集積の活性化を促進する措置)

第三条 この法律に基づく措置は、第一号に掲げる特定中小企業集積について、第二号に掲げる事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化が図られるよう講じるものとする。

一 次に掲げる要件に該当する特定中小企業集積

イ 当該特定中小企業集積の活性化を図ることが特に必要であると認められること。

ロ 当該特定中小企業集積の活性化を図ることが、その存在する地域の中小企業全体の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

二 新たな経済的環境に即応した事業の分野で

あつて次に掲げる要件に該当するもの

イ 当該特定中小企業集積における事業と関連性が高い事業の分野であること。

ロ 地域の特性に即した事業の分野であること。

(活性化指針)

第四条 通商産業大臣は、特定中小企業集積の活性化に関する指針（以下「活性化指針」という。）を定めなければならない。

2 活性化指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講ずべき特定中小企業集積に関する事項

二 特定中小企業集積の活性化に寄与する事業の分野（以下「特定分野」という。）の設定に関する事項

三 特定分野に係る事業に関する目標の設定に関する事項

四 特定分野に関する調査研究及びその成果の普及、中小企業者の交流の推進その他の事業であつて、特定中小企業集積の活性化を支援するためのもの（以下「支援事業」という。）に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか特定中小企業集積の活性化の促進に関する重要事項

六 中小企業者による特定分野への進出について指針となるべき事項

3 通商産業大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、活性化指針を変更するものとする。

4 通商産業大臣は、活性化指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

5 通商産業大臣は、活性化指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(活性化計画)

第五条 都道府県は、活性化指針に基づき、当該

都道府県内の特定中小企業集積であつて第三条第一号に該当すると認められるものごとに、特定中小企業集積の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、通商産業大臣の承認を申請することができる。

2 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講じようとする特定中小企業集積及びその存在する地域

二 当該特定中小企業集積に係る特定分野

三 特定分野に係る事業に関する目標

四 支援事業を実施する者及び支援事業の内容

五 その他特定中小企業集積の活性化の促進に關し必要な事項

3 都道府県は、活性化計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

4 通商産業大臣は、活性化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その活性化計画に係る特定中小企業集積が第三条第一号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものであること。

二 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものであること。

三 第二項第三号から第五号までに掲げる事項が活性化指針に適合するものであること。

四 その他活性化指針に照らして適切なものであること。

5 通商産業大臣は、活性化計画につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 都道府県は、活性化計画が第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(活性化計画の変更)

第六条 都道府県は、前条第四項の規定による承認を受けた活性化計画を変更しようとするとき

は、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(進出計画の承認)

第七条 中小企業者は、第五条第四項の規定による承認を受けた活性化計画（前条の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認活性化計画」という。）に係る特定中小企業集積の存在する地域（以下「活性化促進地域」という。）における当該承認活性化計画に係る特定分野への進出（以下単に「特定分野への進出」という。）を行おうとするときは、その特定分野への進出に関する計画（以下「進出計画」という。）を作成し、当該活性化促進地域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

2 進出計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定分野への進出の目標

二 特定分野への進出の内容及び時期

三 新商品又は新技術の研究開発、設備の設置その他の特定分野への進出に伴う事業に関する事項

四 特定分野への進出に必要な資金の額及びその調達方法

3 第二項第一項第六号に掲げる者が特定分野への進出に伴う試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）に対し負担金の賦課をしようとする場合には、進出計画に当該負担金の賦課の基準を記載することが出来る。

4 都道府県知事は、進出計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 活性化指針（第四条第二項第六号に規定する事項に限る。）及び承認活性化計画に適合するものであること。

二 前項に規定する負担金の賦課をしようとする

る場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(進出計画の変更等)

第八条 前条第四項の承認を受けた中小企業者(以下「承認中小企業者」という。)は、当該承認に係る進出計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認中小企業者が前条第四項の承認に係る進出計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認進出計画」という。)に従って特定分野への進出を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(円滑化計画の承認)

第九条 商工組合、事業協同組合その他の政令で定める法人(以下「商工組合等」という。)は、新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供その他の事業であつてその構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るためのもの(以下「円滑化事業」という。)を実施しようとするときは、その円滑化事業に関する計画(以下「円滑化計画」という。)を作成し、当該特定分野への進出に係る活性化促進地域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

2 円滑化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 円滑化事業の目標
- 二 円滑化事業の内容及び実施時期
- 三 円滑化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 商工組合等がその構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るために「行う試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合には、円滑化計画に当該負担金の賦課の基準を記載す

ることが出来る。

4 都道府県知事は、円滑化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 活性化指針(第四条第二項第六号に規定する事項に限る。)及び承認活性化計画に適合するものであること。

二 当該商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定分野への進出の円滑化を図るために有効かつ適切なものであること。

三 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(円滑化計画の変更等)

第十条 前条第四項の承認を受けた商工組合等(以下「承認商工組合等」という。)は、当該承認に係る円滑化計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認商工組合等が前条第四項の承認に係る円滑化計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認円滑化計画」という。)に従って円滑化事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(資金の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、承認中小企業者が承認進出計画に従って特定分野への進出を行うために必要な資金及び承認商工組合等が承認円滑化計画に従って円滑化事業を実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、承認中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が承認進出計画に従って特定分野へ

の進出を行うために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三

条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、集積関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認中小企業者が承認進出計画に従って特定分野への進出を行うために必要な資金に係るもの又は承認商工組合等が承認円滑化計画に従って円滑化事業を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第一項、 第三条の二第二項	保険価額の合計額が	特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第十三条第一項に規定する集積関連保証(以下「集積関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項、 第三条の三第二項	当該保証をした	集積関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の三第二項	当該債務者	集積関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした

2 普通保険の保険関係であつて、集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあっては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十四条 承認活性化計画において支援事業を実

施する者とされた民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。）であつて、当該承認活性化計画に従つて支援事業を実施するために必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者としてみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第五条第四項の規定による承認を受けた活性化計画に従つて支援事業を実施するために必要な資金の借入れ」とする。

（中小企業団体の組織に関する法律の特例）

第十五条 承認商工組合等の構成員が承認円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を協業組合の事業として行う場合における中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）第五条の五及び第五条の七第一項第一号の規定の適用については、当該構成員は、当該研究開発の成果の利用に係る事業を営むものとみなす。

2 第九条第四項の承認を受けた事業協同組合が、承認円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を行うため、その組織を変更して協業組合になる場合における中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定の適用については、同項中「協同組合法第九条の二第一項第一号の事業を行なつている事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合」とあるのは、「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第九条第四項の承認を受けた事業協同組合」と、「当該事業協同組合若しくは事業協

同小組合又は企業組合が行なつている事業（事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。）とあるのは、「当該事業協同組合に係る同法第十条第二項に規定する承認円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業」とする。（課税の特例）

第十六条 第二条第一項第六号に掲げる者であつて第七條第四項の承認を受けたもの又は承認商工組合等（以下「特定組合等」という。）が、承認進出計画又は承認円滑化計画で定める賦課の基準（以下単に「賦課の基準」という。）に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合においては、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 特定組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 特定組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

（指導及び助言）
第十七条 国及び都道府県は、承認中小企業者又は承認商工組合等に対し、承認進出計画に係る特定分野への進出又は承認円滑化計画に係る円滑化事業を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

（国際経済環境等の考慮）
第十八条 国及び都道府県は、この法律に基づく措置を実施するに当たつては、国際経済環境その他の経済環境を考慮し、これらの環境と調和のとれた特定中小企業集積の活性化が図られるように努めるものとする。

（報告の徴収）

第十九条 都道府県知事は、承認中小企業者又は承認商工組合等に対し、承認進出計画に係る特定分野への進出又は承認円滑化計画に係る円滑化事業の実施状況について報告を求めることができる。

（事務の委任）

第二十條 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

（罰則）

第二十一条 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の廃止）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十三号を次のように改める。

十三 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法（平成四年法律第 号）第七條第四項の規定による承認を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者が当該承認に係る同法第七條第一項の進出計画に従つて行う同項の特定分野への進出後の事業の用に供する土地で政令で定めるもの

附則第三十二条の三第三項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第十八項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の表の下欄中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。
17 指定都市等は、事業所用家屋で特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第七條第四項の規定による承認を受けた同法第一項の進出計画（以下本項において「承認進出計画」という。）に係る特定分野への進出（以下本項において「特定分野への進出」という。）後の事業及び承認進出計画に基づく特定分野への進出のための事業で政令で定めるもの（これらの事業に係る承認進出計画に基づく特定分野への進出が平成六年三月三十一日までに開始されたものに限る。）の用に供する施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該特定分野への進出が開始された日から同日後政令で定める期間を経過する日（次条第十一項において「進出実施期間終了日」という。）までの間に行われたときに限り、第七百一条の三第二項第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三第四十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二中第二十一項を第二十二項とし、第十七項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「第十二項」を

「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「前条第五項」の下に「若しくは第十七項」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十三項」を「第十四項」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 前条第十七項に規定する施設に係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該事業に係る進出実施期間終了日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該事業に係る進出実施期間終了日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は前条第一項若しくは第四項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十八条第十一項及び第三十九条第十一項中「附則第三十二條の三第十七項」を「附則第三十二條の三第十八項」に、「附則第三十二條の三第五項から第十六項まで」を「附則第三十二條の三第五項から第十七項まで」に改める。

七の六 特定中小企業集積の活性化に関する

臨時措置法（平成四年法律第 号）の施行に関すること。

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 基本方針及び鉱害防止事業計画（第四条—第六条）

第三章 鉱害防止積立金（第七条—第十一条）

第四章 鉱害防止事業基金等

第一節 鉱害防止事業基金（第十二条—第十五条）

第二節 指定鉱害防止事業機関（第十六条—第三十二条）

第五章 監督（第三十三条—第三十四条）

第六章 雑則（第三十五条—第三十九条）

第七章 罰則（第四十条—第四十五条）

附則

第一章 総則

第一条中「確実な」を「確実かつ永続的な」に、「鉱害防止積立金」を「使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金」に改め、「について」の下に「鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関の制度を設けて」を加える。

第二条に次の二項を加える。

5 この法律において「使用済特定施設」とは、特定施設のうち、その使用を終了したものを用いる。

6 この法律において「指定特定施設」とは、探掘権者又は租掘権者（鉱山保安法第二十六条第二項の規定により探掘権者又は租掘権者とみなされる者を含む。第七條第一項、第十條第一項、第三十三條第一項及び第三十四條を除き、以下

同じ。）が同法第四条の規定により措置を講じなければならぬものとされる使用済特定施設のうち、次に掲げるものとして、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣が指定するものをいう。

一 当該使用済特定施設について、第五条第一項に規定する鉱害防止事業計画（同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。）に基づいて鉱害防止事業を実施した後に、当該使用済特定施設に係る坑水又は廃水の汚染の状態、量その他の状況が通商産業省令で定める基準に適合せず、当該使用済特定施設に係る鉱害防止事業を確実にかつ永続的に実施することが必要であると見込まれること。

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、当該使用済特定施設に係る鉱害防止事業を確実にかつ永続的に実施することが特に必要であると認められること。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針及び鉱害防止事業計画

第四条の見出し中「使用済特定施設に係る鉱害防止事業」を「鉱害防止事業の実施」に改め、同条第一項中「この法律の施行前に使用を終了している特定施設（以下「使用済特定施設」という。）を「特定施設」に改め、同条第二項中「使用済特定施設」を「特定施設」に改め、同条第五項中「であつて当該鉱物が金属鉱物等となつた日以前に使用を終了しているもの」を削る。

第五条の見出しを「（鉱害防止事業計画の届出等）」に改め、同条第一項中「（前条第五項に規定する特定施設を含む。以下同じ。）を削り、「使用済特定施設」を「特定施設」に改め、同条第二項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に改め、同条第二項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に、「添付し」を「添付し」に改め、同条第三項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に、「九十日」を「六月」に改め、同条第四項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に改め、同項を同条第六項

とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、第二条第六項の規定による指定が行われた場合において、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業を確実にかつ永続的に実施するため必要があると認めるときは、その指定の日から一年以内に限り、当該探掘権者又は租掘権者に対し、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画の変更を命ずることができる。

5 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、天災その他通商産業省令で定めるやむを得ない事由により当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施することができなくなつたときは、その事由が生じたことを知つた日から一年以内に限り、当該探掘権者又は租掘権者に対し、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画の変更を命ずることができる。

第六条中「前条第一項の規定による届出に係る事業計画に従つて」を「探掘権者又は租掘権者が鉱害防止事業計画に基づいて」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第三章 鉱害防止積立金

第七条第一項中「第十四条第一項を除き、以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第十九条中「前三条」を「第四十条、第四十一条又は第四十三条」に改め、同条を第四十五条とする。

第十八条中「第十四条第一項」を「第三十六条第一項」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十四条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の許可を受けずに鉱害防止業務の全部を廃止したとき。

二 第二十九條第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚

偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十六條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十七條中「二十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「第五條第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同条を第四十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

第四十二條 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十四條第四項において準用する第五條第五項の規定による命令に違反したとき。

三 第三十八條の規定による鉱害防止業務の停止の命令に違反したとき。

第十六條の前の見出しを削り、同条中「第十二條第一項」を「第三十三條第一項」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条を第四十條とする。

第十五條を削る。

第十四條第一項中「租鉱権者」の下に「鉱山保安法第二十六條第二項の規定により採掘権者若しくは租鉱権者とみなされる者を含む。」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定鉱害防止事業機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、指定鉱害防止事業機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十四條を第三十六條とし、同条の次に次の三條及び章名を加える。

(聴聞)

第三十七條 通商産業大臣又は通商産業局長は、第二十五條、第二十八條又は第三十四條の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(経過措置)

第三十八條 この法律の規定に基づき通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第三十九條 この法律に規定する通商産業大臣の権限は、通商産業省令で定めるところにより、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に委任することができる。

第七章 罰則

第十三條第二項を削り、同条を第三十四條とし、同条の次に次の章名及び一條を加える。

第六章 雑則

(準用)

第三十五條 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)第二十條の九の規定は、第十二條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により鉱害防止事業基金に拠出しなければならない金銭について準用する。この場合において、同法第二十條の九第一項中「前条」とあるのは「金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」と、同条第一項から第三項までの規定中「納付義務者」とあるのは「採掘権者又は租鉱権者(鉱山保安法(昭和二十四年法

律第七十号)第二十六條第二項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。』と読み替へるものとする。

2 鉱業法第七十一條から第七十七條までの規定は前条の規定による通商産業局長の処分についての審査請求について、同法第八十條の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。

第十二條第一項第二号中「第五條第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同条を第三十三條とする。

第十一條の次に次の一章及び章名を加える。

第四章 鉱害防止事業基金等

第一節 鉱害防止事業基金

(鉱害防止事業基金)
第十二條 採掘権者又は租鉱権者は、第二條第六項の規定による指定の日の属する年度(その指定が当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、その指定の日の属する年度の翌年度の初日から起算して六年を超えない範囲内で次項に規定する必要な費用の額を勘案して通商産業省令で定める期間が終了する日の属する年度まで毎年度、その指定特定施設ごとに、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が同項の規定により通知する額の金銭を、金属鉱業事業団に設けられた鉱害防止事業基金に拠出しなければならない。

2 鉱害防止事業基金に拠出する金銭の額は、当該指定特定施設に係る次条第一項に規定する鉱害防止業務を永続的に実施するために必要な費用の財源をその運用によつて得ることができる額及びその拠出する期間を基礎とし、通商産業省令で定める算定基準に従い、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が算定して通知する額とする。

3 第一項の規定は、天災その他通商産業省令で定めるやむを得ない事由により当該指定特定施設に係る次条第一項に規定する鉱害防止業務を

永続的に実施するために必要な費用の財源をその運用によつて得ることができなくなつた場合について準用する。この場合において、第一項中「第二條第六項の規定による指定の日の属する年度(その指定が当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、その指定の日の属する年度の翌年度の初日から起算して六年」とあるのは、「その事由が生じた日の属する年度の初日から起算して三年」と読み替へるものとする。

4 第十條第一項の規定は、鉱害防止事業基金について準用する。この場合において、同項中「採掘権者又は租鉱権者」とあるのは「採掘権者又は租鉱権者(鉱山保安法第二十六條第二項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。)」と、「積み立てた」とあるのは「拠出した」と読み替へるものとする。

(鉱害防止業務の実施)

第十三條 前条第一項の規定による鉱害防止事業基金への拠出を終了した採掘権者又は租鉱権者がその鉱害防止事業計画に基づいて実施する当該指定特定施設に係る鉱害防止事業その他当該指定特定施設について鉱山保安法の規定により講じなければならない措置(以下「鉱害防止業務」という。)は、通商産業大臣が指定する者(以下「指定鉱害防止事業機関」という。)が行う。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四條及び第六條から第八條まで並びに鉱山保安法第三十一條の二の規定は、前項の規定により指定鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関について準用する。

3 金属鉱業事業団は、第一項の規定により鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関から支払の請求を受けたときは、通商産業省令で定めるところにより、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業基金の運用により生ずる収入の範囲内で、当該指定鉱害防止業務を実施するために必要な費用を支払うものとする。

4 鉱山保安法の規定は、第一項に規定する探掘権者又は租鉱権者の指定特定施設について同項の規定により指定鉱害防止事業機関が鉱害防止業務を実施しているときは、その実施している鉱害防止業務の範囲において、その指定特定施設については、適用しない。

(探掘権者又は租鉱権者の不存在)

第十四条 前条第一項に規定する探掘権者又は租鉱権者が存しなくなつたときは、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業は、その鉱害防止業務を実施していた指定鉱害防止事業機関が当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて行うものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における鉱害防止事業の実施について準用する。

3 第一項の規定により鉱害防止事業を実施する指定鉱害防止事業機関は、第五項第五項に規定する事由により当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施することができなくなつたとき、その他特に必要があると認めるときは、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画を変更することができる。この場合において、当該指定鉱害防止事業機関は、通商産業省令で定めるところにより、これを鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出なければならない。

4 第五項第二項の規定は前項の規定による届出について、同条第五項の規定は当該届出に係る鉱害防止事業計画について準用する。

5 探掘権者又は租鉱権者が存しなくなつた場合であつて、当該探掘権者又は租鉱権者が第十二条第一項の規定による鉱害防止事業基金への拠出を終了していないときは、当該探掘権者又は租鉱権者の鉱害防止事業基金への拠出は、当該探掘権者又は租鉱権者が存しなくなつたときに終了したものとなして、前条第一項から第三項まで及び前各項の規定を適用する。この場合において、第一項中「その鉱害防止業務を実施

していた指定鉱害防止事業機関」とあるのは、「通商産業省令で定めるところにより、指定鉱害防止事業機関」とする。

(通商産業省令への委任)

第十五条 この節に規定するもののほか、鉱害防止事業基金への拠出並びに鉱害防止業務及び鉱害防止事業の実施に必要事項は、通商産業省令で定める。

第二節 指定鉱害防止事業機関

(指定)

第十六条 第十三条第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、鉱害防止業務を行うとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十三条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律、鉱山保安法若しくは鉱業法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十五条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第十八条 通商産業大臣は、第十六条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 鉱害防止業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が鉱害防止業務

の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 鉱害防止業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて鉱害防止業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて、鉱害防止業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(鉱害防止業務の実施義務)

第十九条 指定鉱害防止事業機関は、通商産業大臣から鉱害防止業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その鉱害防止業務を行わなければならない。

(変更の届出)

第二十条 指定鉱害防止事業機関は、その名称又は鉱害防止業務を行う事務所若しくは事業場の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十一条 指定鉱害防止事業機関は、鉱害防止業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が鉱害防止業務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十二条 指定鉱害防止事業機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、鉱害防止業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(事業計画等)

第二十三条 指定鉱害防止事業機関は、毎事業年度開始前に(第十三条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定鉱害防止事業機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第二十四条 指定鉱害防止事業機関の役員を選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第二十五条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関の役員が、この法律、鉱山保安法若しくは鉱業法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定鉱害防止事業機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員地位)

第二十六条 鉱害防止業務に従事する指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第二十七条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第十八条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定鉱害防止事業機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務に必要となる命令をすることができ

(指定の取消し等)

第二十八條 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。
二 第二十七條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十一條第一項の認可を受けた業務規程によらないで鉱害防止業務を行つたとき。
四 第二十一條第三項、第二十五條又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。
(帳簿の記載)

第二十九條 指定鉱害防止事業機関は、帳簿を備え、鉱害防止業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならぬ。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。
(金属鉱業事業団等による鉱害防止業務)

第三十條 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第二十二條の許可を受けて鉱害防止業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、第二十八條の規定により指定鉱害防止事業機関の指定を取り消したとき、同条の規定により指定鉱害防止事業機関に対し鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定鉱害防止事業機関が天災その他の事由により鉱害防止業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該鉱害防止業務の全部又は一部を金属鉱業事業団、他の指定鉱害防止事業機関その他の通商産業省令で定める者のうち、その指定するもの(以下「金属鉱業事業団等」という。)に行わせるものとする。

2 第十三條第二項から第四項まで及び第十四條第一項から第四項までの規定は、前項の規定により鉱害防止業務を実施する金属鉱業事業団等

3 金属鉱業事業団等が第一項の規定により鉱害防止業務の全部又は一部を行う場合における鉱害防止業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)
第三十一條 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十三條第一項又は前条第一項の指定をしたとき。
二 第二十条の規定による届出があつたとき。
三 第二十二條の許可をしたとき。
四 第二十八條の規定により指定を取り消し、又は鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により金属鉱業事業団等が鉱害防止業務の全部若しくは一部を行うこととするとき、又は金属鉱業事業団等が行つていた鉱害防止業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
(通商産業省令への委任)

第三十二條 この節に規定するもののほか、指定鉱害防止事業機関及び金属鉱業事業団等の行う鉱害防止業務に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第二條 この法律の施行前に改正前の金属鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「旧法」という。)第五條第一項の規定による届出をした者は、改正後の金属鉱業等鉱害対策特別措置法(以下「新法」という。)第五條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第三條 この法律の施行の際現にその使用を終了している特定施設(旧法の施行前にその使用を終了しているものを除く。)に係る探掘権若しくは租鉱権者又は探掘権者若しくは租鉱権者であつた者は、旧法第七條第一項の規定により積み立てなければならない金銭であつてこの法律の施行の日前までに積み立てていないものがあるときは、通商産業省令で定めるところにより、その額に相当する額の金銭を新法第七條第一項の鉱害防止積立金として積み立てなければならない。

2 新法第三十三條、第三十四條及び第三十七條の規定は、前項の規定により金銭を積み立てなければならない者について準用する。
3 前項において準用する新法第三十三條第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。
第四條 この法律の施行前に行われた旧法第十二條の規定による命令及び旧法第十三條の規定による取消しについては、なお従前の例による。

第五條 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(金属鉱業事業団法の一部改正)
第六條 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八號)の一部を次のように改正する。
第十八條第一項中第十七號を第十八號とし、第十六號を第十七號とし、第十五號を第十六號とし、第十四號の次に次の一号を加える。
十五 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二條第一項(同法第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出される金銭の徴収及びその運用並びに同法第十三條第三項(同法第十四條第二項及び第三十條第

二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払
第十八條第三項中「第一項第十七號」を「第一項第十八號」に改める。
第二十三條の二「(二)に係る経理」の下に「第十八條第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。に係る経理及び同項第十五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「第十五号業務」という。に係る経理)を加え、「特別の勘定」を「それぞれ、特別の勘定(以下「特別勘定」という。に改める。第二十四條第一項及び第二項中「事業団は」の下に「特別勘定以外の一般の勘定において」を加え、同条に次の三項を加える。
4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。
5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは「その残余の額(第十五号業務に係る特別勘定にあつては、その残余の額に通商産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額)を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替へるものとする。

6 事業団は、第十五号業務に係る特別勘定において、前項において準用する第一項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額を第二十六條の二第一項の鉱害防止事業基金に組み入れることができる。
第二十六條の次に次の一条を加える。
(鉱害防止事業基金)
第二十六條の二 事業団は、第十五号業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二條第一項(同条第

二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払
第十八條第三項中「第一項第十七號」を「第一項第十八號」に改める。
第二十三條の二「(二)に係る経理」の下に「第十八條第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。に係る経理及び同項第十五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「第十五号業務」という。に係る経理)を加え、「特別の勘定」を「それぞれ、特別の勘定(以下「特別勘定」という。に改める。第二十四條第一項及び第二項中「事業団は」の下に「特別勘定以外の一般の勘定において」を加え、同条に次の三項を加える。
4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。
5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは「その残余の額(第十五号業務に係る特別勘定にあつては、その残余の額に通商産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額)を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替へるものとする。

6 事業団は、第十五号業務に係る特別勘定において、前項において準用する第一項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額を第二十六條の二第一項の鉱害防止事業基金に組み入れることができる。
第二十六條の次に次の一条を加える。
(鉱害防止事業基金)
第二十六條の二 事業団は、第十五号業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二條第一項(同条第

二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払
第十八條第三項中「第一項第十七號」を「第一項第十八號」に改める。
第二十三條の二「(二)に係る経理」の下に「第十八條第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。に係る経理及び同項第十五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「第十五号業務」という。に係る経理)を加え、「特別の勘定」を「それぞれ、特別の勘定(以下「特別勘定」という。に改める。第二十四條第一項及び第二項中「事業団は」の下に「特別勘定以外の一般の勘定において」を加え、同条に次の三項を加える。
4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。
5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは「その残余の額(第十五号業務に係る特別勘定にあつては、その残余の額に通商産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額)を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替へるものとする。

6 事業団は、第十五号業務に係る特別勘定において、前項において準用する第一項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額を第二十六條の二第一項の鉱害防止事業基金に組み入れることができる。
第二十六條の次に次の一条を加える。
(鉱害防止事業基金)
第二十六條の二 事業団は、第十五号業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二條第一項(同条第

二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払
第十八條第三項中「第一項第十七號」を「第一項第十八號」に改める。
第二十三條の二「(二)に係る経理」の下に「第十八條第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。に係る経理及び同項第十五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「第十五号業務」という。に係る経理)を加え、「特別の勘定」を「それぞれ、特別の勘定(以下「特別勘定」という。に改める。第二十四條第一項及び第二項中「事業団は」の下に「特別勘定以外の一般の勘定において」を加え、同条に次の三項を加える。
4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。
5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは「その残余の額(第十五号業務に係る特別勘定にあつては、その残余の額に通商産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額)を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替へるものとする。

6 事業団は、第十五号業務に係る特別勘定において、前項において準用する第一項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額を第二十六條の二第一項の鉱害防止事業基金に組み入れることができる。
第二十六條の次に次の一条を加える。
(鉱害防止事業基金)
第二十六條の二 事業団は、第十五号業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二條第一項(同条第

二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払
第十八條第三項中「第一項第十七號」を「第一項第十八號」に改める。
第二十三條の二「(二)に係る経理」の下に「第十八條第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。に係る経理及び同項第十五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「第十五号業務」という。に係る経理)を加え、「特別の勘定」を「それぞれ、特別の勘定(以下「特別勘定」という。に改める。第二十四條第一項及び第二項中「事業団は」の下に「特別勘定以外の一般の勘定において」を加え、同条に次の三項を加える。
4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。
5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは「その残余の額(第十五号業務に係る特別勘定にあつては、その残余の額に通商産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額)を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替へるものとする。

6 事業団は、第十五号業務に係る特別勘定において、前項において準用する第一項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額を第二十六條の二第一項の鉱害防止事業基金に組み入れることができる。
第二十六條の次に次の一条を加える。
(鉱害防止事業基金)
第二十六條の二 事業団は、第十五号業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二條第一項(同条第

二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払
第十八條第三項中「第一項第十七號」を「第一項第十八號」に改める。
第二十三條の二「(二)に係る経理」の下に「第十八條第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。に係る経理及び同項第十五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「第十五号業務」という。に係る経理)を加え、「特別の勘定」を「それぞれ、特別の勘定(以下「特別勘定」という。に改める。第二十四條第一項及び第二項中「事業団は」の下に「特別勘定以外の一般の勘定において」を加え、同条に次の三項を加える。
4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。
5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは「その残余の額(第十五号業務に係る特別勘定にあつては、その残余の額に通商産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額)を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替へるものとする。

三項において準用する場合を含む。の規定により拠出された金額と第二十四条第六項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 前条の規定は、鉾害防止事業基金を運用する場合に準用する。この場合において、同条第四号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約のあるもの」と読み替えるものとする。

第三十四条第四号中「余裕金」の下に「を運用し、又は第二十六条の二第二項において準用する第二十六条の規定に違反して鉾害防止事業基金」を加える。

平成四年三月二日印刷

平成四年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局